

# 重要：必ずお読みください

令和5年8月21日更新

## 住居確保給付金の支給が決定された

### 事業再生等を目指す方へ（再延長時を除く）

#### 1. お振込みの時期・名義等について

- (1) 毎月27日前後に新宿区から「入居住宅に関する状況通知書」に記入いただいた口座へ振り込みます。
- (2) 振込名義は「シンジュククジュウキョカクホキユウフキン」又は「シンジュククカイケイカンリシャ」となります。
- (3) 初回については、**決定日の翌月の27日前後**に、申請月に支払うべき家賃相当分と、翌月に支払うべき家賃相当分が振り込まれます。予めご了承ください。  
(例：5月に申請→5月にすべての書類が整い決定→5月に支払うべき家賃相当分と、6月に支払うべき家賃相当分を6月27日に振込み。7月に支払うべき家賃相当分は7月27日に振込み。)

#### 2. 支給決定後の手続き

- (1) 支給決定通知書の写しを不動産媒介業者等へ提出してください。  
※その際に、支給額と実家賃との差額は、自ら支払うことをお伝えください。
- (2) **自立に向けた活動計画（参考様式10）**を生活支援相談窓口へ提出してください。  
支給決定通知書に自立に向けた活動計画（参考様式10）を1枚同封しています。経営相談先の助言のもと、自立に向けた活動計画（参考様式10）を生活支援相談窓口へ提出してください（FAX・郵送・持参可）。なお、毎月1回以上は対面にて報告をしていただきます。1回目の提出については、支給決定通知書が届き次第、なるべく早くご提出ください。自立に向けた活動計画作成後は、毎月1回以上、当該計画に基づく活動を実施してください。

(例) 4月に申請し、令和5年5月15日付け支給決定で、4～6月に支払うべき家賃(5～7月相当家賃分)が支給される場合

- ・1回目報告 支給決定通知書が届き次第なるべく早く【5月分自立に向けた状況報告書（参考様式11）】
- ・2回目報告 7月10日まで【6月分自立に向けた状況報告書（参考様式11）】
- ・3回目報告 8月10日まで【7月分自立に向けた状況報告書（参考様式11）】

(3) 自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）を生活支援相談窓口へ提出してください。

支給決定通知書に自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）を3枚同封しています。必ず期限までに生活支援相談窓口へ提出してください（FAX・郵送・持参可）。

なお、毎月1回以上は対面にて報告をしていただきます。1回目の提出については、支給決定通知書が届き次第、なるべく早くご提出ください。この自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）は、毎月1回以上、経営相談先の経営相談等を受け、相談日、担当者名、支援内容について記載したものを提出してください。なお、この自立に向けた活動計画は、申請者本人のみで作成することなく、必ず経営相談先からの助言等を受けて作成するようお願いします。

## 【提出書類の確認表】

提出書類及び申請者の状況	自立に向けた活動状況報告書 (参考様式11)	自立に向けた活動計画 (参考様式10)
休業等で事業再生等を目指す方	必須	必須

## 【休業等で事業再生等を目指す方の求職活動等要件】

- ① 申請時等) 経営相談先への相談申込み
- ② 自立相談支援機関での相談 (月4回以上)
- ③ 経営相談先での経営相談 (原則月1回)
- ④ 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組 (月1回以上)
- ⑤ プランに沿った活動 (家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など)

受給者の状態	支給期間中の求職活動要件		
	1~3ヶ月	4~6ヶ月	7~9ヶ月
・離職、廃業 ・休業等(就労を目指す者)	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤
・休業等(事業再生等を目指す者)	①' ②' ③' ④' ⑤'	①' ②' ③' ④' ⑤'	

※7~9か月の再延長時は求職活動要件が変更となりますのでご注意ください。

### 3. 支給額の変更

一部支給（家賃上限額に満たない支給）の方の場合、受給期間中に収入が減少した結果、全額支給の基準額（単身世帯の場合は 84,000 円、複数世帯の場合はリーフレット参照）を下回った場合は、支給額の変更申請が可能です。住居確保給付金変更支給申請書（様式 1-3）を収入が減少した月の 15 日までに提出してください。

（例）5月に申請し、令和5年6月10日付け支給決定で一部支給となったが、6月の収入が全額支給の基準額を下回る場合は、至急生活支援相談窓口までご連絡ください（FAX・郵送・来所可）。その後、住居確保給付金変更支給申請書（様式 1-3）に収入が確認できる書類の写し（変更申請月分）を添えて6月15日までに変更申請してください。

添付書類⇒収入減少の場合は、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し（変更申請月分）（申請時と同様）

### 4. 支給期間の延長

支給期間は原則3か月です。収入基準額を超えない場合は、申請により3か月ごとに最長9か月まで延長することができます。ただし、毎月の自立に向けた活動計画（参考様式 10）と自立に向けた活動状況報告書（参考様式 11）を提出しなかった場合は対象外です。なお、毎月1回以上は対面にて報告をしていただきます。

支給期間の延長を希望する場合は、支給期間の最終の月の末日までに住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式 1-2）を提出してください。

（例）4月に申請し、令和5年5月15日付け支給決定で、4～6月に支払うべき家賃（5～7月相当家賃分）が支給される場合は、6月末日までに延長申請してください。

添付書類⇒申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の残額が確認できる通帳等の写し、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し（延長申請月の収入）（申請時と同様）

※なお、毎月の自立に向けた活動計画（参考様式 10）と自立に向けた活動状況報告書（参考様式 11）の提出が必要です。

## 5. 支給の中止

常用就職された場合（期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職）、または収入を得る機会の増加により収入基準額を超えた場合は、収入を得られた月の支給から中止します。すみやかに**常用就職届（様式6）**を提出してください。

その他、求職活動及び就労収入の状況報告書等の提出書類の不提出、住宅の退去、虚偽の申請等の場合、支給の中止や返還を求める場合があります。

添付書類⇒収入見込額が確認できる書類（雇用契約書の写し、最初の給与明細等）

### **【提出先・問い合わせ先】**

#### **【生活支援相談窓口】**

（住所）〒160-0022 新宿区新宿五丁目18番21号

（区役所第2分庁舎1階）

（電話番号）03-5273-3853

（F A X）03-3209-0278

※以下の様式は、新宿区ホームページからダウンロードできます。

**住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式1-2）**

**住居確保給付金変更支給申請書（様式1-3）**

**常用就職届（様式6）**

**自立に向けた活動計画（参考様式10）**

**自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）**